

## 里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年12月6日(金) 午後1時45分から午後2時11分
2. 開催場所 里庄町役場 庁舎 2階 第2会議室
3. 出席委員 11人

### 出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	委員	8	平野 耕平	出
〃	2	高田 卓司	〃	〃	9	吉田 龍平	〃
〃	3	高田 正和	〃	推進委員	1	小野 敏輝	〃
会長職務代理者	5	高田 光國	〃	〃	2	佐藤 新介	〃
会長	6	田邊 忠宏	〃	〃	3	辻田 樫市	〃
委員	7	原田 敬造	欠	〃	5	徳永 一憲	〃

4. 欠席委員 1人

### 5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第20号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 第4 議案第21号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権賃借)

## 6. 会議の概要

議長

ただ今から令和元年第12回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、農業委員7名、推進委員4名の計11名であり、総会開催の定足数に達しており総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、8番平野耕平委員、9番吉田龍平委員をお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています議案第20号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第20号、お手元の整理番号34と35については現地で説明したとおり次回に繰越となりますので、整理番号36についてご説明いたします。

本件は、農地の使用目的の変更及び所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●、譲渡人●●●●●さんです。

申請地は農業振興地域内の白地区域にあり、1筆、地目は畑、面積は543㎡です。

今回、●が所有権を取得し、露天駐車場整備を目的に申請が行われました。

議長

事務局からの説明が終わりました。

現地調査の結果について、●番●●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

転用目的は露天駐車場整備となっております。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、土地の西側には既設ブロックがあり、北東及び南東側については、筆界付近は工事をせず現状のままとすることで、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、自然透水と既存水路へ接続することで対応します。

生活排水については、露天駐車場のためありません。

近隣農地への日照及び通風の影響については、駐車場ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議 長  
事務局

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明して下さい。

農地の区分は第3種農地と判断しております。

転用目的は露天駐車場の整備であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの案件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は申請書等の内容を確認したところ、適正であると考えております。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、本件は特に支障がないと判断します。

最後に、今回の転用は集団農地の分断には当たらないと判断します。

以上です。

議 長

ただいまの議案第20号、整理番号36の案件に関し、事務局説明及び現地調査報告について、ご質問、ご意見等ございますか。

● 番

確認だが、●●●かどこかが駐車場を貸せと言うから●が駐車場をしたのだろう。今日、車を停めたところだ。車が停まっていないのはどうしてか。

事務局

今日は委員会があるので貸してくれますかとお願いしました。年契約で貸している土地なので電話で伝えていました。●●●です。

仮に賃貸の契約がなければ、何かあった時に使えると聞いています。

● 番

草刈りは誰がするのか。業者がするのか、●がして貸してあげるのか。年に何回するのか。道は地元が刈るのが当たり前前に思っている。管理をしないなら、貸した業者に刈らせるよう徹底してほしい。

事務局

管理について意見が出たことを伝えておきます。

議 長

その他はどうですか。ありませんか。

(質問、意見なし)

整理番号36について許可することに賛成の農業委員の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第20号、整理番号36は許可と決定します。

続きまして、今回上程されています議案第21号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第21号について、ご説明いたします。

整理番号は33でございます。

町より令和元年12月6日付けで農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認を求められています。

1筆、内訳は畑が1筆です。面積は641㎡です。

設定を受ける者は、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団、いわゆる農地中間管理機構です。設定を行う者は、●●●●代表相続人●●●●●さんです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たされていると考えますので、特に支障はないと思われまます。

議長  
●番  
事務局  
議長

ただ今の事務局説明について、質問、意見等ございませんか。

機構が借りて、担い手はこれから探すのか。

この土地については町内の方が借りる話があります。

その他ございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、議案第21号、整理番号33番について賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第21号、整理番号33は承認と決定します。

以上をもちまして、令和元年第12回総会を閉会いたします。